

令和4年度京都府公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン

京都府教育委員会
京都市教育委員会

※本ガイドラインは、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日）、令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和3年9月10日）、令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等（令和3年9月14日）、**新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年高等学校入学者選抜等の実施について（令和3年12月28日）**」をもとに作成

1 高等学校における留意事項

(1) 事前準備について

① 検査場内の座席間の距離の確保

- ・座席の配置は、1メートルを目安に適切な間隔を確保すること。
- ・面接検査場では、受検生と評価者との距離は2メートル以上を確保し、受検生同士の座席については1メートルを目安に適切な間隔を確保すること。

② マスク、速乾性アルコール製剤の準備

- ・検査会場内におけるマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。

（参考）正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

- ・検査会場の入口や受付、各検査場の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置すること。

③ 検査場の机、椅子の消毒

- ・検査開始前の72時間以上使用していない検査場を除き、検査場準備時に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる）。また、座席利用者が異なる面接検査等については、検査終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

④ 監督者等の体調管理、感染対策等

- ・監督者等については、検査前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行い、体調変化の有無を確認すること。
- ・「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。

⑤ 別室の対応

- ・体調不良を訴えた者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。
- ・別室は次の4種類を想定の上、中学校等からの申請に応じて適切に対応すること。
（ア）特例措置申請に伴う受検生用

- (イ) マスク着用が困難な受検生用
- (ウ) 体調不良を訴えた受検生用
- (エ) 無症状の濃厚接触者である受検生用
- ・上記 (ア) ～ (エ) の別室の受検生を同室とすることは原則不可とする。
- ・(イ)、(ウ)、(エ) の別室については、受検生同士の座席間隔及び受検生と監督者の距離を2メートル以上確保すること。

⑥検査会場外における「密」回避の検討

- ・検査会場入場時の混雑が予想される場合は、入場方法の工夫（入場開始時間を早める、受検番号ごとに入場時間を割り振る等）を検討すること。
- ・休憩時の廊下等において混雑が予想される場合は、可能な限り廊下等の換気を行うとともに会話を極力控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受検生への注意喚起を行うこと。
- ・全検査終了時の混雑が予想される場合は、一斉退出は避け、検査場ごとの退出や、検査会場の列ごとの退出などの工夫を検討すること。
- ・合格発表については、ウェブ発表の利用を積極的に促し、合格発表時の「密」の回避に努めること。

⑦受検生控室の確保

- ・検査の実施方法によって、受検生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為を控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受検生への注意喚起を行うこと。

⑧保護者控室の設置

- ・保護者等外部の者の立入りは、付添い中学校教員を除き、原則として認めない。病弱、遠隔地受検生の付添いで、申し出があり、検査会場への入場を認める場合は受検生と同等の感染予防を講じること。

⑨トイレの使用

- ・トイレ入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。また、混雑を避けるため、複数箇所のトイレの使用ができるよう案内紙を掲示すること。
- ・トイレ内については、換気に注意を払うこと。
- ・体調不良を訴えた受検生や、無症状の濃厚接触者に該当する受検生に対し、別室での受検を認める場合は、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

⑩関係機関との連携・協力体制の構築

- ・検査終了後に感染者が判明した場合には、濃厚接触者の特定等を行うため、検査会場ごとの受検者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(2) 検査当日の留意事項

①検温対応

- ・検査当日は検査会場入場時の検温は行わないこととする。

- ・受検生に対して、検査当日に自主検温を行い、37.5度以上の熱がある等、体調がすぐれない場合は、受検を取り止め、追検査等の受検を検討するよう事前に周知すること。

②マスクの着用の義務付け

- ・発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査会場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。監督者等についても同様とすること。なお、フェイスシールド又はマウスシールドのみの着用は不可とする。
- ・何らかの事情によりマスクの着用が困難な受検生については、中学校を通じて事前に申し出るよう周知し、別室にて受検させること。中学校を通じての申し出については、あらかじめ高等学校長と連絡、調整の上、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H）を高等学校長に提出すること。

③検査場ごとの手指消毒の実施

- ・検査場への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を徹底すること。監督者等についても同様とする。

④面接の実施

- ・面接については、受検生と評価者との座席間の距離は、実施する人数や椅子等の配置を工夫するなどして原則として2メートル以上、受検生同士の座席間の距離は、一定の距離を確保するなど、各校の面接検査場の実情にあわせて感染予防（窓の開放等による換気等）を講じること。
- ・面接検査場では、個人や班ごとの座席利用者が異なることをふまえ、面接終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用し、椅子の座面や背もたれ等の拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

⑤実技検査の実施

- ・実技については、受検生同士が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離で行う歌唱など、感染リスクの高い内容を控えることが望ましいが、実施に当たっては、高等学校等における具体的な活動場面ごとの感染予防対策、高体連や高文連などの各団体が作成するガイドラインを踏まえ、感染症対策を十分に講じた上で、実施すること。

⑥体調不良を訴えた受検生への対応

- ・検査開始前に本人の申し出により、体調不良を訴えた受検生がいた場合には、別室での受検を提示すること。
- ・検査中に体調不良を訴えた受検生がいた場合は、別室での受検を提示すること。

⑦無症状の濃厚接触者への対応

- ・下記のⅠからⅢまでの要件をいずれも満たしている場合は、無症状の濃厚接触者の受検を認めることとする。ただし、この場合は終日、別室で受検すること。

〈無症状の濃厚接触者の受検を認める要件〉

Ⅰ：初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査^{※1}（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果^{※2}においても陽性であることが判明していないこと。

※1 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受検不可とすること。

※2 その後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受検は可能であること。

II：受検当日も無症状であること。

III：公共の交通機関（電車、バス、タクシー^{※3}、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※自家用車等を利用すること。

※3 感染対策を講じている車両であり、事前に濃厚接触者として予約した場合を除く。

※（1）⑤(ウ)とは別に、原則、新たな別室（1（1）⑤(エ)）を設けること。また、無症状の濃厚接触者や発熱・咳等のある受検生と基礎疾患を有する者、合理的配慮を要する障害等のある受検生を同一の別室で受検させないこと。

※ B.1.1.529系統（オミクロン株）への感染が確定した患者等の濃厚接触者で宿泊施設等からの外出が認められて受検している者の別室については、他の無症状濃厚接触者とは別にすることが望ましいが、検査運営上困難な場合は、同じ別室でもやむを得ない。

⑧無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

- ・⑦に従って、無症状の濃厚接触者の受検を認める場合には、次のIからIVの対策を講じること。

〈無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策〉

I：検査会場内において、別室に移動する際、他の受検生との距離が一定間隔空くように留意すること。

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受検生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上も問題ない。

II：別室では受検生の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること。

III：受検生と監督者の距離を2メートル以上確保すること。

※問題配布、答案回収の際はこの限りではない。

IV：受検生、監督者ともにマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること。

※「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日決定大学入学者選抜協議会）」によると、「試験期間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受検生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性より比較的低い）」としている。

⑨換気の実施

- ・検査終了ごとに、可能な限り、窓を開放し、換気を行うこと。
- ・面接検査場においても、可能な限り換気を行うこと。
- ・選抜当日の気温や気候状況等に応じて、温度や湿度が適切に維持されるように、暖房設備を稼働させつつ、こまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

⑩休憩時や昼食時の対応

- ・受検生に対して、休憩時は極力会話を控えること、昼食時は自席で正面を向いて

食事をとるよう指示すること。

- ・昼食中は会話をせず、食事後はすぐにマスクを着用することも指示すること。

⑪ 監督者等の感染対策

- ・当日、検査業務に携わる監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の監督者等と交代すること。
- ・その際、体調不良を訴えた者は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。
- ・別室検査場の監督者は、マスクを着用するとともに、その他の感染対策（フェイスシールド等・ビニール手袋等の着用）を行い、感染防止に努めること。

⑫ 所管教育委員会との連携

- ・高等学校長は、新型コロナウイルス感染症対策について、必要に応じて、所管教育委員会と協議の上、対応すること。

(3) 検査終了後の留意事項

① 監督者等の健康観察

- ・検査当日、選抜業務に携わった者については、検査日終了後2週間程度を目安に毎朝、体温測定など健康観察を行うことを要請すること。
- ・体調不良を訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診などの適切な対応をとること。

② 検査場の机、椅子の消毒

- ・当日の選抜業務が終了した後に、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

③ 保健所等の行政機関への協力

- ・検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検生や監督者、検査関係者等がいた場合には、当該検査会場校は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2 受検生に対する要請事項

① 感染防止のための注意事項

- ・日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。特に、検査日の2週間程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

(参考) 受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

② 医療機関での受診

- ・検査日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受検生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③ 受検できない者

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受検できない。

- ・保健所により濃厚接触者と特定され、検査日当日、健康観察のために自宅待機を要請されている者は受検できない。ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記1（2）⑦で示す条件のもと、受検できる場合があることから、中学校を通じて志願先高等学校に申し出ること。
- ・外国から帰国し、検疫所から待機を要請されている者で、検査当日も待機要請が解除されていない受検生は受検できない。

④検査当日における対応

- ・検査当日に自主検温を行い、37.5度以上の熱がある等、体調がすぐれない場合は受検を取り止め、追検査等の受検を検討すること。
- ・検査途中で発熱を感じたり、咳等の症状がひどくなる等体調不良を起こした場合は、監督者等に申し出ること。
- ・症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ中学校に相談すること。）を持参し、検査会場では、昼食時以外は常にマスクを着用すること。
- ・休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑤検査当日の服装、昼食

- ・検査当日、検査場の換気のために窓の開放等を行うため、防寒着など暖かい服装を準備すること。
- ・また、当日、昼食を持参した場合、あらかじめ指示された時間内に自席で正面を向いて食事をとり、会話を極力控えること。

⑥「新しい生活様式」等の実践

- ・日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

3 中学校における留意事項

①受検生に対する周知・徹底への協力

- ・上記2①～⑥の要請事項について、受検生に対して周知・徹底すること。

②志願先高等学校との連携・協力

- ・受検生が、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者と特定された場合、中学校を通して必ず志願先高等学校へ連絡し、連携・協力の上で対応すること。

4 実施者側で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者と特定された場合の対応

- ・受検会場となる京都府公立高等学校の教職員や生徒が新型コロナウイルス感染症罹患患者、濃厚接触者と特定されたことにより、当日の選抜実施が困難となった場合は、実施に向けての対応を、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

5 受検生側で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者と特定された場合の対応

- ・新型コロナウイルスの感染が判明した受検生、又は濃厚接触者で発熱・咳等の症状

があることを理由に受検が不可能となった受検生の受検機会を選抜要項の記載のとおり確保することとしている。

ア 前期選抜・特別入学者選抜について

- ・ 追検査を実施する高等学校、学科、系統等について、追検査日を3月3日（木）に実施し、追検査受検者の合格発表は3月7日（月）とする（選抜要項7，8ページ）。
- ・ 追検査受検者については、中期選抜願書受付時に前期選抜又は特別入学者選抜の合否が明らかでないため、中期選抜への出願を認める（選抜要項24ページ）。
- ・ 新型コロナウイルス感染者の受検生以外で、選抜当日のやむを得ない理由による欠席者及び途中退場者についても、追検査日を3月3日（木）に実施する（選抜要項7ページ）。

イ 中期選抜について

- ・ 3月24日（木）に追加選抜を実施する。追加選抜の対象者は、中期選抜志願者のうち、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と特定されたため、3月8日（火）の中期選抜本検査及び3月10日（木）の中期選抜追検査を受検できなかった者とする（選抜要項27ページ）。
- ・ 追加選抜受検者の合格発表は3月28日（月）とする（選抜要項27ページ）。